

## 評価実施要領の改正について（案）

（改正事項）

**「各事業年度における業務の実績に関する評価に係る実施要領」（略称「実施要領」）の 実施方法の一部を下記のとおり改正する。**

### 2 実施方法

#### (2) 法人による自己評価

イ 法人は、業務実績報告書に定める項目ごとに業務実績及び自己評価を記載し、下記の5段階で自己評定する。

S	中期目標・中期計画の達成に向けて、特筆すべき進捗状況にある。
A	中期目標・中期計画の達成に向けて、順調に進んでいる。 (進捗状況がすべてⅣ又はⅢ)
B	中期目標・中期計画の達成に向けて、おおむね順調に進んでいる。 (進捗状況のⅣまたはⅢの割合が9割以上)
C	中期目標・中期計画の達成のためには、やや遅れている。 (進捗状況のⅣまたはⅢの割合が9割未満)
D	中期目標・中期計画の達成のためには、重大な改善事項がある。

(注) 上表括弧内の判断基準については、年度計画の記載事項数が10未満の場合その他の合理的理由がある場合は、これによらずに法人が総合的に判断して自己評定することができる。

#### (4) 項目別評価

業務実績報告書の検証を踏まえ、項目別に進捗状況・成果を下記の5段階で評定する。また、特筆すべき点、課題や遅れている点についてコメントを付す。

なお、教育研究に関する事項については、その特性に配慮して、事業の外形的、客観的な進捗状況を評価する。

S	中期目標・中期計画の達成に向けて、特筆すべき進捗状況にある。 (評価委員会が特に認める場合)
A	中期目標・中期計画の達成に向けて、順調に進んでいる。 (進捗状況がすべてⅣ又はⅢ)
B	中期目標・中期計画の達成に向けて、おおむね順調に進んでいる。 (進捗状況のⅣまたはⅢの割合が9割以上)
C	中期目標・中期計画の達成のためには、やや遅れている。 (進捗状況のⅣまたはⅢの割合が9割未満)
D	中期目標・中期計画の達成のためには、重大な改善事項がある。 (評価委員会が特に認める場合)

(注) 上表括弧内の判断基準の適用については、年度計画の記載事項数が10未満の場合その他の合理的理由がある場合は、これによらずに評価委員会が総合的に判断して評定することができる。